

「鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査 (規制区域指定) 業務委託」技術提案書 提出要請書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

令和3年7月3日、静岡県熱海市において大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生した。その後、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、①スキマの無い規制、②盛土等の安全の確保、③責任の所在の明確化、④実効性ある罰則の措置を目的として、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号。通称「盛土規制法」）が令和4年5月27日に公布された。

本業務は、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止するため、前述した盛土規制法に基づき、県内全市町村（鹿児島市除く）における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「盛土規制区域」）の指定のための基礎調査を実施することを目的とする。

(2) 業務内容

ア 計画準備

受注者は、本業務の実施に当たり、事業の目的を理解し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

イ 資料収集整理

受注者は、次に掲げる資料を発注者から貸与もしくは公開されている情報を収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。なお、発注者から提供される個人情報が含まれる資料に関しては、本業務に必要な事項を精査し、発注者と協議するものとする。協議後、協議結果に従って発注者は貸与するデータの必要事項のみを受注者に貸与するものとする。

- (ア) 緊急盛土点検結果データ（国土地理院）
- (イ) 国土数値情報（25000地形図等）
- (ウ) 行政区域界（市町村界、字・町庁）データ
- (エ) 基盤地図情報データ（建物、道路等）
- (オ) 土地利用3次メッシュデータ
- (カ) 都市計画総括図（都市計画区域、市街化区域等）
- (キ) 各種区域データ（土砂災害警戒区域、山地災害危険箇所等）
- (ク) 航空レーザー計測データ
- (ケ) 地番現況図及び家屋現況図
- (コ) 地質図

(サ) 過去の災害履歴等資料

(シ) 必要に応じて発注者が指示する資料

なお、資料収集の対象は県内全市町村（鹿児島市除く）としており、ウの対象市町村以外の市町村についても、とりまとめの上、報告書に整理すること。

ウ 「盛土規制区域の設定基準検討」及び「各区域の抽出・区域(案)の作成」

(ア) 盛土規制区域の設定基準検討

受注者は、発注者が指定する県内市町村について、(イ)に示す「各区域の抽出・区域(案)の作成」の手順により「市街地」「集落」「保全対象」等（以下「区域規制の諸条件」）を複数のパターンで設定したケーススタディーにより本県における区域指定の諸条件の検討を行い、「鹿児島県盛土規制区域設定基準（仮称）」を作成する。

なお、本検討の対象市町村は、鹿屋市、長島町及び大和村を想定しているが、合理的な理由がある場合は、発注者と協議の上、変更することができる。

(イ) 各区域の抽出・区域(案)の作成

(ア)の対象市町村について、「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針」及び「基礎調査実施要領」に従い、次の項目について調査し、(ア)により定めた設定基準に基づき盛土規制区域(案)を設定する。

ア) 宅地造成等工事規制区域の設定

改訂された宅地造成等工事規制区域の定義を前提として、下記に示す項目について調査を行い、宅地造成等工事規制区域を作成する。

A 都市計画区域

B 地域開発計画等策定区域

C 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（既に開発行為が行われた区域を含む）

D 集落の区域

E その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

F 上記区域に隣接・近接する土地の区域

（盛土等の崩壊により流出した土砂が、隣接・近接する市街地・集落等の保全対象に危害を及ぼしうる土地の区域）

G 盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域

（盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、災害が発生するおそれのある盛土等が行われる蓋然性がないと判断される区域）

イ) 特定盛土等規制区域の設定

新設された特定盛土等規制区域の定義を前提として、下記に示す項目について調査を行い、特定盛土等規制区域を設定する。

- A 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域（保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する溪流等の上流域）
- B 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域（市街地・集落等を除く。）に土砂の流出が想定される区域
- C 土砂災害発生の危険性を有する区域（土砂災害警戒区域（土石流）の上流域，土砂災害警戒区域（地滑り，急傾斜地の崩壊），保全対象に危害を及ぼすおそれのある山地災害危険区域（崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む。）等の土砂災害に係る危険個所が存在する区域。）
- D 過去に大災害が発生した地域
- E その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域
- F 盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域

エ 有識者等からの意見聴取

ウ（ア）の「鹿児島県盛土規制区域設定基準（仮称）」の策定に当たり、地盤工学等に精通する有識者等から意見を聴くこと。

有識者等からの意見聴取については、作成した「鹿児島県盛土規制区域設定基準（仮称）」（案）について、本県に精通する大学教授等から意見を聴取することを想定している。

また、有識者等の意見を踏まえ、必要に応じて修正を行うこと。

オ 現地調査

盛土規制区域の設定基準検討時や、抽出した各区域（案）作成時において、地図等では不明な点の確認等を行うことを目的として必要に応じて現地調査を行うものとする。

カ 総合検討

区域指定後の申請への対応（申請件数予測）のほか、既存盛土調査や概ね5年後の次期基礎調査に向けた課題と今後の対応案を検討する。

キ 報告書作成

上記について、本業務で検討した経緯も含めてわかりやすく取りまとめ、報告書を作成する。

ク 打合せ協議

業務における打合せは、着手時、中間打合せ3回、成果品納品前の計5回とする。ただし、調査職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。また中

間打合せは、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、調査職員の指示を受けなければならない。

ケ 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| ・ 報告書（紙媒体） | 1 部 |
| ・ 報告書（CD-R） | 2 部 |

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

○ 本業務に係る本県の現状・課題を明らかにし、本県の現状・課題を踏まえた「鹿児島県盛土規制区域設定基準（仮称）」及び「区域指定後の申請等への対応」に関する検討手法

（3）履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～令和6年3月22日（金）

（4）業務実施上の条件

配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

○管理技術者の資格

以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
- ・ R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）
- ・ 土木学会特別上級技術者、上級技術者または1級技術者
- ・ 博士（工学）

○管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、平成25年度以降に完了した業務において下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を有すること。

〔1〕 同種業務：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査

〔2〕 類似業務：土砂災害防止法に基づく基礎調査（数値標高モデル

（DEM）やGISデータ等を用いた土砂災害警戒区域の抽出業務）

○担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は、平成25年度以降に完了した業務において下記〔1〕若しくは

〔2〕の実績を有すること。

〔1〕 同種業務：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査

〔2〕 類似業務：土砂災害防止法に基づく基礎調査（数値標高モデル（DEM）やGISデータ等を用いた土砂災害警戒区域の抽出業務）

○配置予定技術者の手持ち業務量

令和5年4月26日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものも含む）

管理技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

（5）成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、共通仕様書等において規定される資料のうち、鹿児島県電子納品ガイドライン（令和5年3月）（以下、「ガイドライン」という。）等に基づいて作成した電子データを指す。

電子媒体や電子データは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

本業務の成果品については、ガイドラインに基づき作成することとする。

（6）提出方法

本業務の技術提案書は、持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による提出とする。

（7）その他

本業務の特記仕様書（案）は別紙－1のとおりである。

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

（1）技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

（2）技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添の（様式－1～5）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

| 記載事項 | 内容に関する留意事項 |
|-------------|--|
| 業務実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ・ 担当技術者は、実施する分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載することができる。 ・ 技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・ 記載様式は様式－2とする。 |
| 配置予定技術者の経歴等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。 ・ 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成25年以降に完了した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ・ 記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。 ・ 手持ち業務量は、令和5年4月26日現在、鹿児島県以外の発注者のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務 担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務 ・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合には、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式は、管理技術者、担当技術者については様式－3を用いることとし、配置技術者1名につきA4版1枚に記載する。 |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>配置予定技術者の同種又は類似業務の実績</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者，担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載する。記載する業務は，様式－3に記載した業務とする。 ・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－4とし，図面，写真等を引用する場合も含め，配置予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。 |
| <p>特定テーマに対する技術提案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要請書の1.（2）業務内容に示した，特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・ 記載にあたり，概念図，出典の明示できる図表，既往成果，現地写真を用いることは支障ないが，本件のために作成したCGや詳細図面等を用いる事は認めない。 ・ 記載様式は様式－5とし，A4版2枚以内に記載する。 |
| <p>参考見積書（概算）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な経費を概算し，参考見積りとして提出すること。 ・ 参考見積り（概算）は，2.（4）で提示する契約上限金額以内であることを確認するために用いる。 <p>※ なお，積算の参考とするため，特定者に再度見積りを依頼する。</p> |

（4）契約上限金額

30,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ ただし，この金額は契約時の予定価格を示すものではなく，企画内容の規模を示すためのものである。

なお，本業務における旅費も上記に含むこととする。

（5）作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（6）技術提案書の無効

提出書類について，この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

3. プロポーザル参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書（別記様式第1号）及び同種及び類似業務等実績調書（別記様式第2号）

- 1) 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- 2) 提出先：鹿児島県 土木部 建築課 盛土等規制対策班
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-3695（直通）
E-mail morido@pref.kagoshima.lg.jp
- 3) 提出期限：令和5年5月12日（金） 17時

(2) 技術提案書（別添様式1～5）

- 1) 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- 2) 提出先：3.（1）に同じ。
- 3) 提出期限：令和5年6月1日（木） 17時

4. 提出要請書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 提出要請書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

- ①受領期間：令和5年4月26日（水）から令和5年5月12日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日8時30分から17時まで
- ②提出場所：3.（1）に同じ。
- ③提出方法：文書（様式は自由）により行なうものとし、持参，郵送又は電子メール（ただし着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に、鹿児島県ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判定基準、ならびに評価のウェイトは、次表のとおりである。

担当技術者の記載は3名以下とする。

なお、複数の担当技術者を提案した際の評価は、担当技術者ごとに全評価項目の点数を合計し、その最下値で行なうこととする。

TECRIS登録については、提出された担当技術者の登録は必須とするが、提出された担当技術者以外の登録も認めるものとする。

| 評価項目 | 評価の着目点 | | | 判断基準 | 評価のウェイト | | |
|----------------|--------|---------|-------------------------------------|---|---------|-------|----|
| | | | | | 管理技術者 | 担当技術者 | |
| 配置予定技術者の経験及び能力 | 資格要件 | 技術者資格等 | 技術者資格, その専門分野の内容 | <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①以下のいずれかの資格等を有するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (総合技術監理部門又は建設部門) ・土木学会特別上級技術者 ・土木学会上級技術者 ・土木学会1級技術者 ・博士(工学) <p>②RCCMを有する。</p> <p>なお, 管理技術者が上記以外の場合は特定しない</p> | 10 | 10 | 70 |
| | 専門技術力 | 業務執行技術力 | 同種又は類似業務等の実績内容 | <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①平成25年度以降に同種業務の実績</p> <p>②平成25年度以降に類似業務の実績</p> <p>なお, 1名でも業務実績が無い場合は特定しない。</p> | 10 | 10 | |
| | 情報収集力 | 地域精通度 | 過去5ヵ年度+今年度の鹿児島県内での同種, 類似又は各分野別の業務実績 | <p>下記で評価する。</p> <p>①鹿児島県内における同種, 類似の業務実績(鹿児島県発注)あり。</p> <p>なお, 上記に該当しない場合は加点しない。</p> | 5 | 5 | |
| | 専任性 | 専任性 | 予定技術者の手持ち業務の状況 | <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満</p> <p>②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または, 4億円未満かつ3件以上10件未満。</p> <p>なお, 1名でも手持ち業務の契約金額が4億円以上又は, 手持ち業務の件数が10件以上の場合には特定しない。</p> | 10 | 10 | |

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 判断基準 | 評価のウェイト | | |
|---------------|---|------------------------------------|---|---------|-------|-----|
| | | | | 管理技術者 | 担当技術者 | |
| 評価テーマに対する技術提案 | 評価テーマ | 的確性 | 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 | 3 | 0 | 135 |
| | | | 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 | 3 | 0 | |
| | | | 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 | 2 | 0 | |
| | 実現性 | 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 | 2 | 0 | | |
| | | 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 | 2 | 0 | | |
| 独創性 | 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 | 1 | 5 | | | |
| ヒアリング | 専門技術力 | 専門技術力の確認 | 業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識に富んでいる場合に優位に評価する。 | 4 | 0 | 75 |
| | 取組姿勢 | 業務へ取組意欲 | 本業務の目的、内容を十分理解し、技術提案内容等を的確に説明するなど取り組み意欲が高い場合に優位に評価する。 | 3 | 5 | |
| 参考見積り | | | 契約上限金額以内でない場合には特定しない。 | 数値化しない | | |
| 合 計 | | | | 280 | | |

6. ヒアリング

- (1) 提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。
- ①実施場所：鹿児島県庁内会議室もしくは建築課内を予定
リモートを希望する場合は、参加表明書に記載すること。
 - ②実施年月日：令和5年6月2日(金)～6月7日(水)のうちの2日(休日を除く)
を予定している。
 - ③ヒアリングの日時は、建築課から通知し、調整のうえ決定する。
 - ④出席者：管理技術者
- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行なう。
- ①管理技術者の経歴について
 - ②管理技術者の業務実績について
 - ③特定テーマに対する技術提案全般について
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

7. 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、技術提案書の提出者及びヒアリング対象者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、鹿児島県土木部建築課長に対して非特定理由について、次に従い、説明を求めることができる。
- ①提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の17時まで。
 - ②提出場所：3.（1）に同じ。
 - ③提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- (3) 鹿児島県土木部建築課長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
- ①受付場所：3.（1）に同じ。
 - ②受付時間：8時30分から17時まで。

8. 契約書作成の要否等

鹿児島県の契約書書式により、契約書を作成するものとする。

9. 支払条件

前払金 30%以内（ただし、受注者から前金の請求が有った場合）
なお、部分払いは行わない。

10. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2. (3) の同種又は類似業務の実績については、我が国における同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。
- (3) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに技術提案書の取下げを行うこと。
- (8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 第1回目の見積が不調となった場合、再度見積りに移行する。再度見積りの日時については、発注者から指示する。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託等は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。